

お知らせ版 やまとたかだ

7 2012年
月号

No.926



街かどズーム

さあ、歯みがきをしましょう

6月4日は虫歯予防の日。

この日は、市内の各幼稚園で、歯みがきの集会が行われました。まずは、先生が大きな歯の模型を使って、歯ブラシの使い方を教えます。子どもたちも、自分の指をハブラシの代わりにして、磨き方の練習です。

さあ、次は持ってきたお気に入りの歯ブラシとコップを使って、実践をしてみましょう!

みんな仲良く揃って、歯磨きゴシゴシ。

上の歯、下の歯を丁寧にゴシゴシ。

最後はうがいをして、歯はピカピカ。

みんな、スッキリした、いい笑顔になりました。

こわ〜い虫歯にならないように、これからは毎日、しっかり歯磨きをしようね。

(片塩幼稚園「虫歯菌とんでけ集会」

6月4日撮影)

INDEX

- 高田活活まつり 1
- 中央公民館「夏休み子ども教室」... 2
- 「吹付け石綿」の調査 4
- ヘルシーライフ 9 ~ 10
- 暮らしの案内 11 ~ 12
- お知らせBOX 13 ~ 14
- 情報アンテナ 15 ~ 16

高田生活まつり



7月20日(金)～22日(日)・24日(火)
・28日(土)～29日(日)

- ◎さざんかホールプロムナード
- ◎天神橋筋商店街
- ◎さざんかホール

※会場に、駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください
※大雨・洪水・暴風の「警報」が発令されたときは中止します

◎高田美術協会展(さざんかホール)

20日(金)～22日(日)
(午前9時～午後5時 ※22日は午後4時まで)

◎商店街の元気市(天神橋筋商店街)

- 24日(火) 午前10時～午後5時
- 天神地蔵尊特別開帳、観葉植物販売
 - ふるまい(午後2時～先着50名)
- 28日(土)・29日(日)
- グルメ横丁、あてもん横丁、ガレージセール、リサイクルショップ
 - 天神地蔵尊特別開帳、観葉植物販売

◎商連サマーフェスティバル

- 28日(土)・29日(日) 午後5時～9時
- 昔なつかしゲーム
(輪投げ、かたぬき、ヨーヨーつり、コインゲーム他)
 - 昔なつかし食べ物
(ミルクせんべいなど、いろいろあるよ)
 - ピアガーデン
 - 世界の味めぐり
(模擬店:ケバブ、鮎の塩焼き、他)
 - 足湯
(十津川温泉) ※28日午後5時～9時のみ

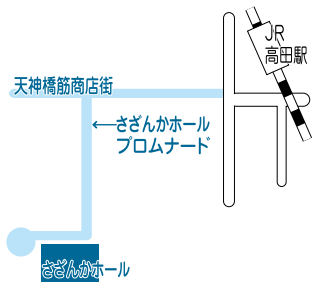
◎パフォーマンス

- 28日(土)
- フラダンス(フラ友の会)
(午後6時30分～)
 - 南京玉すだれ
(午後6時30分～)
- 29日(日)
- 市立高田商業高校アカペラ
(午後6時～)
 - 腹話術
(午後6時～)
- ◎サマーパーク'12
(大和高田商工会議所青年部)
28日(土)・29日(日) 午後3時～9時
- 駄菓子店
巨大ピンボールによる当て物他
- ◎バザー(大和高田商工会議所女性会)
28日(土)・29日(日) 午後3時～9時
- ◎地元市
28日(土)・29日(日) 午後3時～9時

〔産業振興課 内線248〕



会場案内図



差別をなくす市民集会

- ▷とき 7月15日(日) 午後1時30分～
(開場:午後1時～)
- ▷ところ さざんかホール(3階 小ホール)
※駐車場は、JR 高田駅西側駐車場(有料)をご利用ください。
- ▷講演 「報道と人権」
～東日本大震災をふまえて～
- ▷講師 杉尾 秀哉さん (TBSテレビ 報道局)
- 託児希望者は、7月9日(月)までに人権施策課へお申し込みください。(対象:0歳～就学前)
※手話通訳・要約筆記の準備をしています。
- ◎人権問題啓発ポスター・標語の展示
(市内の小・中学生の優秀作品)
- ▷とき 7月15日(日)
▷ところ さざんかホール(小ホール前)
- ◎「ミニミニ」原爆展
(日本非核宣言自治体協議会)
- ▷とき 7月3日(火)～12日(木)
▷ところ 市役所1階ロビー

◎人権相談

- ▷とき 7月24日(火) 午後1時～4時
▷ところ 総合福祉会館
▷相談員 葛城人権擁護委員

◎会館の行事

- 東部人権文化センター
- ▷とき 7月17日(火)～19日(木)
「人権パネル展」
①人権啓発ポスターと標語
- 西部子ども会館
- ▷とき 7月25日(水)～27日(金)
「人権パネル展と作品展」
①人権啓発ポスターと標語
②たんぼぼの会の作品展
③習字及び編み物教室作品
- 東雲総合会館
- ▷とき 7月20日(金)～24日(火)
「人権パネル展」
①人権啓発ポスターと標語

〔人権施策課 内線288〕

中央公民館 『夏休み子ども教室』

《申込方法》※詳しくは、中央公民館(☎22-1315)へ往復ハガキに、希望の教室名と必要事項(住所、名前(ふりがな)、学校名、学年、電話番号)を書いて、7月10日(火)(当日消印有効)までに、中央公民館(〒635-0096 西町1-15)へ。

- 申込みは、市内在住者のみ。原則1人1教室に限る
 - グループで申し込む人は、1枚の往復ハガキで応募可
その場合、全員の必要事項を記入すること
- ※応募者多数の場合は、抽選(1枚の往復ハガキ単位での抽選)

陶芸教室

- ▷とき 7月24日(火) 午前10時～正午
 - ▷講師 上島 伸五さん ▷参加費 一人400円
 - ▷対象 小学1～6年生 15名
 - ▷内容 動物やコップ作りなど
 - ▷持ち物 エプロン、タオル、水筒
 - ▷服装 粘土で汚れてもよい服装
- ※作品は、後日公民館に取りに来てください。

クッキング教室

- ▷とき 7月26日(木) 午前10時～午後1時30分
- ▷講師 佐野 幸代さん ▷参加費 一人400円
- ▷対象 小学4～6年生 15名
- ▷内容 コロコロ簡単カレー・ポテトサラダ・チヂミ・キラキラあんみつ
- ▷持ち物 エプロン、三角巾、フキン、水筒、持ち帰り用容器

茶道教室

- ▷とき 7月31日(火) 午前9時30分～11時30分
- ▷講師 吉野 さかえさん ▷参加費 一人200円
- ▷対象 4歳児～小学6年生 15名
- ▷内容 お茶のマナーを学びながら、お茶を味わう

美術教室

- ▷とき 8月3日(金) 午前9時～正午
- ▷講師 畔上 八寿男さん ▷参加費 一人300円
- ▷対象 小学1～6年生 15名
- ▷内容 紙の工作、花や虫をえがく
- ▷持ち物 水彩えのぐセットまたはクレヨン、ハサミ、のり、えんぴつ(HB)、水筒

人形劇公演

- ▷とき 7月27日(金)午後2時～
 - ▷ところ 市立中央公民館 1階 視聴覚室
 - ▷演目 「龍」 他1作品
 - ▷対象 未就学児～小学生低学年 約120名
 - ▷申込方法 往復はがきに、①当日に来る人全員の名前・年齢(4名まで)②代表者1名の住所・電話番号を書いて、7月17日(火)《必着》までに市立図書館「人形劇」係(〒635-0096 大和高田市西町1-45)へ。(1枚で、4名まで申込みができます)
- ※申込多数の場合、市内在住で初めての人を優先し、それでも定員を超える場合は抽選

[市立図書館 ☎52-3424]

大和高田市立看護専門学校 オープンキャンパス

- ▷とき 8月2日(木) 午後1時～4時30分
- ▷ところ 市立看護専門学校
- ▷対象 本校入学、または看護学校への進学希望する、高校3年生や社会人
- ▷定員 40人程度(先着順)
- ▷持ち物 ジャージ、タオル、体育館シューズ
- ▷申込方法 往復はがきに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・在校名(又は出身校名)・オープンキャンパスで知りたいこと、右記の希望する看護体験(第1、2希望)を書いて、市立看護専門学校オープンキャンパス係(〒635-0094 大和高田市磯野北1-1)まで。

◎希望する看護体験(希望に添えない場合あり)

- ①沐浴(赤ちゃんのお風呂)
- ②妊婦体験
- ③高齢者体験
- ④血圧測定
- ⑤車椅子移送

▷申込期日 7月9日(月)～13日(金)【当日消印有効】

※参加の可否を、全員に通知します。

※記入した個人情報、本人の許可なく第三者に提供することはありません。

[市立看護専門学校 ☎53-2901 内線5248]

土庫市営墓地 使用者募集

- ▷場所 土庫219番地他
- ▷募集区画 120区画
- ▷1区画の大きさ 間口1.3m×奥行1.24m(1.62㎡)
- ▷価格 400,000円
内訳 永代使用料 370,000円
永代管理料 30,000円
- ▷受付期間 7月9日(月)～8月3日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土日祝除く)
- ▷受付場所 市役所別棟1階 環境衛生課
- ▷申込資格 受付開始日において、本市に住民登録のある世帯主(1世帯1区画)

※すでに土庫市営墓地の使用許可を受けている人は、申し込みできません。
※使用許可後は、継承者(直系相続人)以外は名義変更できません。
※他人名義での申請はできません。

- ▷必要書類
 - 墓地使用申込書(市役所環境衛生課にあります)
 - 住民票謄本(続柄・本籍地の記載があるもの)または、
 - 印鑑(認め印可、朱肉を用いるもの)
- ▷抽選方法 受付番号で、使用者・使用場所を決定します。
- ▷抽選日 8月8日(水)

[環境衛生課 内線281]

65歳以上の人の介護保険料

平成24年度の介護保険料

介護保険料は、3年ごとに見直されます。平成24年度に保険料が変わりました。今年度の介護保険料納入通知書は、7月中旬ごろに送付します。

6月以降に65歳になる人には、65歳になった月（誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。介護保険料納入通知書は、その翌月に送付します。

平成24年度 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象となる人	保険料【月額】	保険料【年額】
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	2,480円 (基準額×0.50)	29,760円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	2,480円 (基準額×0.50)	29,760円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	3,720円 (基準額×0.75)	44,640円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	4,960円 (基準額)	59,520円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	6,200円 (基準額×1.25)	74,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円未満の人	7,440円 (基準額×1.50)	89,280円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円未満の人	8,680円 (基準額×1.75)	104,160円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	9,920円 (基準額×2.00)	119,040円

介護保険料の納め方

保険料の納め方は、年金額などにより特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。納め方（特別徴収または普通徴収）を選択することはできません。

〈特別徴収の人〉年金からの天引き

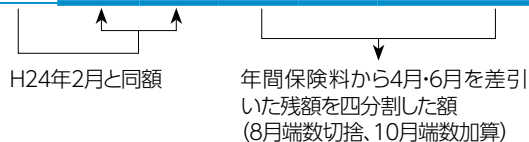
原則として、年金が年額18万円以上の人で、大和高田市で前年度に介護保険料を年金から特別徴収されていた人が、対象になります。

仮徴収		本徴収			
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月分と同じ保険料額を納めます		年間介護保険料から4・6月の仮徴収分を差し引いて四分割した額 (8月端数切捨、10月端数加算)			

☆6月の市民税確定後に、介護保険料の年額を決定するため、4月・6月は、それぞれ前年度2月（H24年2月）の特別徴収額と同額を仮徴収し、8月からは、年間保険料から4月・6月の仮徴収分を差し引いた額を、4回に分けて徴収します。

例) 平成23・24年度ともに所得段階が第4段階で、前年度2月の納付額が8,600円のと

前年度	平成24年度						年間 保険料
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
8,600円	8,600円	8,600円	10,500円	10,620円	10,600円	10,600円	59,520円



※仮徴収額と本徴収額に著しい差額が生じた人や、前年度に比べ、著しく所得段階が変更になった人等は、前記の徴収方法に該当しない場合があります。

※今年度から特別徴収が始まった人の仮徴収額は、3月に通知しています。

木造住宅耐震改修費用の一部を補助

住宅の耐震化を促進し、災害に強い安全・安心なまちづくりのため、木造住宅の耐震改修費用の一部を助成します。

▷対象地域 大和高田市全域

▷助成対象住宅

①昭和56年5月31日以前に着工した、2階建て以下の木造住宅

②耐震診断結果の上部構造評点が、1.0未満の住宅

▷助成対象者 耐震改修工事をする住宅の所有者等で、市税を滞納していない人

▷耐震改修工事

①耐震改修前の上部構造評点が1.0未満であったものを、1.0以上の数値にする改修工事

②耐震改修前の上部構造評点が0.7未満であったものを、0.7以上の数値にする改修工事

▷補助額 20万円～50万円

(改修工事費が50万円以下の時は、補助対象となりません。)

▷募集期間 8月1日(水)～31日(金)

▷募集件数 5件(応募多数の時は抽選)

※募集件数に満たない場合は、随時募集します。

▷交付申請 交付を受けようとする人は、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書に関係書類を添えて建築住宅課へ提出してください。(郵便不可)

▷関係書類 耐震改修工事見積書及び内訳書、補助対象住宅の付近見取図及び写真、現状配置図及び平面図、

〈10月以降特別徴収に変わる人(9月までは普通徴収)〉

前年度に65歳になった人や、転入した人等が、原則として対象になり、年間保険料(12か月分)を次の6回に分けて納めます。

☆7月・8月・9月は納付書または口座振替で納め、10月・11月・12月は、年金(年額18万円以上の老齢・退職を事由とする年金、および遺族年金・障害年金)から徴収します。

〈普通徴収の人〉納付書または口座振替

年金が年額18万円未満の人や、老齢福祉年金の受給者等が対象になります。

☆年間介護保険料(12か月分)を、原則として7月から2月の8回に分けて納めます。

次の場合も、普通徴収になります。

- 65歳になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直し等で、所得段階が変更になったとき
- 年金担保、年金差し止め、現況届けの未提出等で年金が停止し、保険料の差し引きができなくなったとき

介護保険料を口座振替で納めている人へ

平成24年度の介護保険料口座振替分について、1年間の振替状況を記載した通知書を、翌年1月に送付します。通知書が届くまでの間は、預貯金通帳で振替状況をご確認ください。

介護保険料の減免措置

災害や特別な事情等で、一時的に保険料の支払いが困難な人や、生活保護受給者と同様の経済状況にある人は、一定の条件に該当すれば、保険料が減免される場合があります。詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

介護保険料は、介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、40歳以上の人は全員納めなければなりません(40歳～64歳は、医療保険料に含めて納めます。65歳以上は、医療保険料とは別に、市町村に納めます)。

保険料の滞納がある場合は、その滞納期間に応じて、介護保険からの給付が一時差し止めになったり、1割の利用者負担が3割になる等の、措置がとられます。

今、介護のサービスを利用していない人も、今後、介護が必要になったときに、同じように措置がとられます。介護保険料は、必ず納めましょう。

〔介護保険課給付係 内線572・573〕



着工日を証明する書類、住宅の所有者が確認できる書類(申請者が所有者でない場合は同意書)、耐震診断結果の写し、耐震補強設計図書、耐震改修工事工程表、設計内容確認書、工事監理者選任報告書等

※申し込み前に、必ず建築住宅課へお問い合わせください
※事前に着工した場合は、交付対象となりません

〔建築住宅課 内線651・678〕



「吹付け石綿」の調査

「吹付け石綿等による人災問題」解決の一つの施策として、吹き付け石綿の調査に補助をします。

- ▷対象地域 市内全域
- ▷対象建築物 市内にある民間の建築物で、吹き付け石綿等が施工されている可能性のあるもの
- ▷補助対象経費 分析調査に要する経費
- ▷補助対象限度額 1棟につき25万円
- ▷募集件数 2件※先着順(募集件数に達した時点で終了)
- ▷募集期間 平成24年7月23日～平成25年1月31日
- ▷分析方法

「建材中の石綿含有率測定方法 JIS A 1481:2008」

- ▷分析結果の公表 分析結果は、「市広報誌」、「市ホームページ」等に掲載します。

〔建築住宅課 内線651・678〕

国民健康保険

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が必要な人へ

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が引き続き必要な人は、8月中に保険医療課窓口へ、手続きに来てください。

入院時食事代の標準負担額

入院時の食事代は、下表の額を被保険者が負担し、残りを「入院時食事療養費」として国保が負担します。

※食事代の一部負担金は、高額療養費を算定する場合の自己負担額には入りません。

種 別		1食の負担金額
一般世帯		260円
非課税世帯 および 低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院 (長期該当)	160円
低所得者Ⅰ		100円

非課税世帯・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰの人には、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。保険証と印鑑を持って、保険医療課へ申請に来てください。また、90日を超えて入院している人は、上記の認定証と入院が確認できるもの(領収証等)も必要です。

※申請があった月の初日から、減額認定されます。ただし、長期該当の場合は、申請月の翌月から長期認定となります。

自己負担限度額(月額)

〈70歳以上の人〉(75歳になる月のみ、自己負担限度額は国保と後期高齢者医療制度でそれぞれ2分の1ずつ)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ●4回目以降の場合、44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

自己負担限度額(月額)

〈70歳未満の人〉

所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者 ※基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯の人	150,000円 ●医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

認定証・高齢受給者証の有効期限は、7月31日まで

過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が変わります。

保険診療の医療費が高額になっても、限度額適用認定証があれば、自己負担限度額を超えて支払う必要はありません。同一月内に入院分や外来分がある時は、高額療養費の申請をすれば返還される場合があります。

☆低所得者Ⅱとは…70歳以上75歳未満で、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の人

☆低所得者Ⅰとは…70歳以上75歳未満で、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税であり、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時、0円となる人

国民健康保険高齢受給者証を送ります

8月1日から使用する新しい受給者証を、7月末ごろに送付します。古い受給者証は、8月以降使用できません。

こんな給付があります

療養費の支給

補装具(コルセットなど)の購入や、保険証を持たないで医療機関にかかった時などは、全額負担することになります。

しかし、後日、申請し認められれば、給付割合に応じて払い戻されます。

こんなとき	申請に必要な物
治療用の補装具(コルセットなど)を購入したとき	医師の意見書(理由書)・領収書・認印
急病などで医療機関に保険証を提示できなかったとき	診療内容の明細書・領収書・認印
医師が認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき、骨折・ねんざなどで接骨院にかかったとき(医療機関と同様に一部負担金で施術が受けられる場合あり)	医師の同意書・施術内容と費用の明細がわかるもの(領収書等)・認印
海外渡航中に国外で治療を受けたとき	診療内容の明細書・領収書(日本語に翻訳したものも必要)・認印
療養の給付を受けられない輸血のための生血代を負担したとき	医師の理由書・輸血用生血液受領証明書・血液提供者の領収書・認印

その他の給付

●出産育児一時金…産科医療補償制度に加入の医療機関で分娩の場合42万円、これ以外は 39万円

●葬祭費…被保険者が亡くなったとき 3万円

●移送費…医師の指示により入院転院したときなど、移送に要した費用を支給

※次の場合、保険証が使用できません。

健康診断、予防接種、正常な妊娠分娩、歯列矯正、美容整形、業務上のけがや病気など

〔保険医療課 国保給付係 内線563・568〕

福祉医療

「医療費受給資格証」の有効期限は7月31日まで

乳幼児、身障、ひとり親家庭「医療費受給資格証」を持っている人で、引き続き福祉医療を受給できる人には、7月末日までに新しい「受給資格証」を郵送します。

なお、窓口交付を希望する人は、7月6日(金)までに申し出てください。

乳幼児医療

▷対象者 0歳～就学前の乳幼児(乳幼児の住所が本市にあること)

※医療費受給資格証の更新には、乳幼児を主として養育する人の前年所得の確認が必要です。

※転入等により、大和高田市の公簿で所得確認ができない人は、前住所で所得証明書の交付を受けて提出してください。

※未申告の人は、市役所税務課で、所得申告を済ませてください。

児童医療

▷対象者 小学生(6歳に達した最初の4月1日から、12歳に達した最初の3月31日の間にある人)の入院分医療費を、助成します。

※「受給者証」は、交付しません。

※制度の詳細は、大和高田市ホームページをご覧ください

心身障害者、ひとり親家庭等医療

平成24年度(23年中)の所得が、条例で定める限度額以上の場合、平成24年8月から平成25年7月まで福祉医療制度の受給資格が喪失し、医療費の助成を受けることができません。

福祉医療の受給資格が喪失する人には、7月中旬ごろに通知します。

課税対象外の年金受給者(障害年金、遺族年金等)および所得の無い人も、医療費助成を受けるためには、所得の申告が必要です。申告がまだの人は、市役所税務課で所得申告をしてください。

心身障害者医療

▷対象者 身体障害者手帳1級・2級、または療育手帳A1、A2を持っている人

▷所得制限 本人、その配偶者及びその扶養義務者で、主としてその者の生計を維持する者について、前年の所得が、老齢福祉年金の支給の制限額を超えないこと

扶養親族の数	本人所得	扶養義務者所得
0人	159.5万円未満	628.7万円未満
1人	197.5万円	653.6万円
2人	235.5万円	674.9万円
3人	273.5万円	696.2万円
以降1人につき	38万円加算	21.3万円加算
加算額	<ul style="list-style-type: none"> ●老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円 ●特定扶養親族1人につき63万円 	老人扶養親族1人につき扶養親族の加算額+6万円

65歳以上で、後期高齢者医療制度に加入している人のうち、心身障害者医療費助成の対象となる、障がいを持つ人の「重度心身障害者老人等医療費助成制度」の所得制限限度額も、上記と同じです。

これにより、受給資格が喪失する人、および所得の申告が必要な人には、7月中旬ごろに通知します。

ひとり親家庭等医療

▷対象者 ひとり親家庭(母子家庭又は父子家庭)で、18歳(18歳になった最初の3月31日)までの子を持つ、父親または母親とその子

▷所得制限 父または母、およびこれに準じる者、子、子の配偶者及び父又は母及び子の扶養義務者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令に規定する額未満であること

扶養親族の数	本人所得(父または母・子)	扶養義務者所得
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
以降1人につき	38万円加算	38万円加算
加算額	<ul style="list-style-type: none"> ●老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円 ●特定扶養親族1人につき15万円 	老人扶養親族1人につき扶養親族の加算額+6万円

(法令の改正等により基準額が変わる場合があります)

※扶養義務者…直系血族及び兄弟姉妹(民法877条)受給者と同一世帯に住む直系血族・兄弟姉妹、または、他の制度で生計維持関係が認められている人(受給者が、社会保険または税法上の被扶養者である場合)

〔保険医療課 医療係 内線553〕



後期高齢者医療 新しい保険証を送ります

平成24年8月1日から使用する新しい「後期高齢者医療被保険者証」を、7月18日(水)以降に『簡易書留』で郵送します。この「保険証」は、有効期限が「平成25年7月31日」となっています(保険証の右上に記載)。8月1日以降、医療機関にかかるときは、この「保険証」を提示してください。有効期限が切れた保険証は、市役所に返却するか、ハサミを入れるなどして、処分してください。

所得区分

窓口負担の割合は、1割または3割です。平成24年度課税の収入で、確定します。

3割負担	現役並み所得者	市民税課税所得(各種控除後)が年額145万円以上の人 ※ただし、次の要件に該当する場合は申請により、1割負担になります。 ①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満 ②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満 ③同じ世帯に被保険者が1人で収入が383万円以上でも、70～74歳の人がいる場合は、その人の収入を合わせて520万円未満
	一般	現役並み所得者、低所得者II、低所得者Iに該当しない人
1割負担	低所得者II	同一世帯の全員が、市民税非課税の世帯に属する人
	低所得者I	同一世帯の全員が、市民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円の世帯に属する人(年金の所得は控除を80万円として計算)

高額療養費

平成24年4月診療分から、入院・外来それぞれ1か月に1医療機関での窓口負担額が、下記の金額までになります。さらに医療費の1か月分自己負担合計額が、下記の限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます。※診療月の3～4か月後に、広域連合から、登録している銀行口座へ振り込まれます。

1ヶ月の自己負担限度額

世帯の負担区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位) (入院は限度額までの支払になります)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%(注1)
一般	12,000円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

(注1)[+1%]は、1ヶ月の総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担

※低所得者I・II該当者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者I・II(非課税世帯)に該当する人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。※申請月の1日から有効
現在『減額認定証』を持っている人で、所得申告をして平成24年度住民税非課税世帯の人には、8月1日からの新しい「減額認定証」を、7月末日までに自宅に郵送(普通郵便)します。

平成24年度 保険料

保険料は、被保険者1人1人に賦課されます

均等割額 44,200円	+	所得割額 (総所得金額等 - 330,000円) × 8.1%	=	保険料(年額) 〈限度額 55万円〉
-----------------	---	---------------------------------------	---	--------------------------

保険料率が改定されます。

所得割額は、前年所得に基づき算出します

所得の低い人の軽減措置

均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得の合計	軽減割合
33万円以下	9割 被保険者全員の年金収入が80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合) 8.5割
33万円 + 《24.5万円 × 被保険者数(世帯主を除く)》以下	5割
33万円 + (35万円 × 被保険者数)以下	2割

所得割額の軽減

被保険者の所得に応じて、所得割額が軽減されます。

所得	軽減割合
基礎控除後の総所得金額が58万円以下	5割

※上記の軽減措置を受けるには、税法上の申告義務のない人(障害年金、遺族年金等受給者や被扶養者及び所得のない人)であっても、市役所で所得の申告を行う必要があります。

被扶養者であった人の特例措置

今まで社会保険(健保組合や共済健保等)の被扶養者で、保険料負担がなかった人も保険料を納めることとなりますが、負担軽減のため次のような軽減措置があります。

●平成24年度は、保険料の均等割額が9割軽減されます(所得割額は課せられません)。

保険料の支払方法

平成24年度の保険料は、7月に決定し、7月中旬以降に通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。特別徴収(年金からの天引き)で、すでに前年度保険料額で仮徴収(4月、6月、8月)している人は、10月からの本徴収時に保険料を調整します。

普通徴収(納付書や口座振替等で納入)の人は、年間保険料を7月から翌年2月までの毎月、8期で納付してください。※年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人は、普通徴収となります。◎平成24年度以降の保険料のお支払いを、特別徴収(年金からの天引き)から普通徴収(口座振替のみ)に切り替えることができます。10月以降「特別徴収」を中止するには、7月31日までに保険医療課で手続きをしてください。

<年金天引きから口座振替への変更の注意点>

1. 「申出書」と「口座振替依頼書」の提出が必要です
①振替口座の通帳 ②通帳のお届け印 ③後期高齢者医療被保険者証を持参してください。
2. 『世帯主又は配偶者の口座からのお支払い』に変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されます。このため、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります
3. これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

〔保険医療課医療係 内線553〕

個人住民税

公的年金からの特別徴収制度

「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度」とは、公的年金等の所得金額のみを対象に算出された個人住民税額(市民税・県民税)を、公的年金から、「天引き」により徴収することをいいます。

公的年金から「天引き」された税金は、年金保険者(日本年金機構等)が、年金受給者に代わり、大和高田市に直接納入します。地方税法(第321条の7の2)の規定により、公的年金等に係る所得から算出された個人住民税は、公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされています。納税義務者本人の希望により、徴収・納税方法を変更することはできません。

※徴収・納税方法が変わるだけで、税の負担は変わりません。

平成24年度対象者

平成24年4月1日現在、満65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金等の所得から個人住民税を計算して、納税義務が生じる次の人をいいます。

- 平成21年度から特別徴収を開始し、現在まで継続している人
- 平成24年度(10月支払年金)から、新たに特別徴収を開始する人
- 平成23年4月2日から平成24年4月1日の間に、満65歳になり納税義務が生じた人
- 平成23年度は非課税であったが、平成24年度は納税義務が生じた人
- 平成21年度から平成23年度までの間に特別徴収を開始したが、平成23年度中に特別徴収が中止となり、平成24年

度に再開する人

※対象となる人には、「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度」のお知らせを『平成24年度市民税・県民税税額決定通知書』に同封して送っています。

公的年金以外に所得(給与所得・事業所得等)のある人の場合

公的年金等以外の所得額に対しての税計算は、総所得額から公的年金等所得額を差し引いて算出していますので、**重複課税にはなっていません。**

当該税額は、給与からの特別徴収または、納付書、口座振替により納税をお願いしています。不明な点等がありましたら、市役所税務課までお問い合わせください。

〔税務課市民税係 内線254・259・269〕

7月9日から住民基本台帳法等が変わります

住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民の人も、住民基本台帳法の適用対象に加えられ、従来の外国人登録制度は廃止されます。

①外国人住民の人にも住民票を作成

外国人住民の人にも住民票が作成され、日本人と外国人とで構成される世帯も、世帯全員が記載された住民票の写し等が発行できるようになります。

- ◎**対象** 適法に3か月を超えて在留する外国人(観光目的などの短期滞在者等を除く)で、日本国内に住所のある人
- ◎**記載内容** 氏名、生年月日、性別、住所、国籍・地域、在留資格、在留期間など

②外国人住民の利便性が向上

入管法(出入国管理及び難民認定法)の改正が、同時に実施されます。このことにより、在留期間の更新等の手続きを、入国管理局でおこなえば、居住地の市町村に届け出る必要がなくなります。

また、在留期間の上限の延長(3年→5年)や再入国許可制度が、緩和されます。

〔市民課 内線521・530〕



麻しん風しん混合 (MR) 予防接種

国は、平成20年度から、中学1年生と高校3年生に相当する年齢の人にも接種できる機会を設け、「2012年はしかをゼロに!」を目標に、はしか根絶に向けた取組をしています。3期・4期は今年度が最終年になります。

※過去に1回接種を受けている人、麻しん・風しんのどちらかにかかったことがある人は、2回目の接種が必要です。

▷対象

- ①1期
生後12か月～24か月未満
- ②2期
5歳以上7歳未満で、小学校入学前の1年間
(平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ)
- ③3期
中学1年生に相当する年齢
(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ)
- ④4期
高校3年生に相当する年齢
(平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ)

▷接種場所

市内予防接種委託医療機関

▷持ち物

- 予診票、母子健康手帳
- ※1期・2期の人は、ピンクの予防接種手帳内に、予診票があります。
- ※3期・4期の人には、封書で4月に予診票を送付しています。転入など

で予診票のない人は、保健センターに連絡してください。

▷接種期間

- ①1期
生後12か月～24か月未満
- ②2、3、4期
来年3月31日まで

★注意

- 1期・2期の人は、保護者同伴
- 3期・4期の人で保護者が同伴しない場合、予診票裏面の同意書に、記入が必要です
- 接種期間を過ぎると、任意接種となり、全額自己負担になります。健康被害が発生した場合、国の補償はなく、医薬品医療機器総合機構法に基づく補償となります

子宮頸がん・乳がん検診

▷対象

- 子宮頸がん検診 20歳以上
- 乳がん検診 40歳以上

▷ところ

県内指定医療機関

▷費用

2,000円

※免除要件あり。該当する人は、事前に保健センターへ申請してください。

▷検診期間

翌年2月末まで

▷申込期間

11月末まで

※昨年受診した人は、申込みできません。

※検診票がない人は、保健センターまで申込みしてください。
※予約方法など、詳しくは、検診票と同封する案内文を見てください

親子クッキング教室

親子で、楽しく料理づくりにチャレンジしませんか。

おいしくて、簡単に作れるメニューです。夏休みの思い出に、ぜひ参加してください。

▷とき

第1回 8月2日(木)

第2回 8月23日(木)

どちらも午前10時～

(受付:午前9時30分～9時45分)

▷ところ

中央公民館1階 調理実習室

▷参加費

無料

▷対象

小学3年生以上の子ども

とその保護者15組

※子どもだけの参加も、できます。

※1回目に参加した人は、2回目の参加はできません。

▷持ち物

エプロン、三角巾、手ふき

タオル、マスク、お茶

▷講師

大和高田市食生活改善推進員

▷申込み方法

第1回は7月27日(金)、第2回は8月

17日(金)までに、保健センターへ

電話または窓口で。※先着順



広告欄



※検診等に関するお問い合わせは、保健センター(☎23-6661)へ

もぐもぐ教室 (妊婦交流会)

子どもの栄養と離乳食のお話、デモンストレーションを行います。

初めての子育てにとまどっている人は、参加してください。妊婦交流会も、同時開催します。

妊婦さんも、是非参加を。

▷**とき** 8月24日(金)午後1時30分～午後4時(受付:午後1時15分～)

▷**ところ** 保健センター

▷**内容** 子どもの栄養・離乳食の試食・妊婦、お母さん、お父さん、赤ちゃんとの交流

▷**対象** 平成24年1月・2月生まれの乳児(第1子)と保護者

※第2子以上は要相談

▷**持ち物** 母子手帳、赤ちゃんに必要なもの(オムツ、ミルク、バスタオル等)

▷**申込方法** 保健センターへ電話、または窓口で。

※家族の人が、申し込んでください。

二種混合予防接種 (ジフテリア・破傷風)

小学6年生の秋以降は、行事等が多いため、体調がよい時に、早めに二種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種を受けてください。

▷**対象** 乳幼児期に三種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風・百日咳)を2回以上受けている、小学6年生の児童

※5月に、対象者に通知ハガキ(予診票)を送付しています。

▷**費用** 無料

※期間を過ぎると、全額自己負担になり、健康被害が発生した場合も、国の補償はなく、医薬品医療機器総合機構法に基づく補償となります。

▷**持ち物** 母子健康手帳・予診票(通知したハガキ)

▷**接種場所** 市内予防接種委託医療機関(通知ハガキに記載)

▷**期間** 平成25年3月31日まで

※医療機関に配置している注意事項をよく読み、保護者同伴で受けにってください。

不活化ポリオ(注射)ワクチン への切り替わり

不活化ポリオの予防接種について国は、9月ごろの導入を予定しています。

現行の生ワクチン(口から飲む)から、病原性をなくした不活化ポリオワクチン(皮下に注射)に一齐に切り替わります。

ポリオは、世界に今でも流行している地域があり、渡航者を介して、感染する可能性があります。ワクチンを接種し、ほとんどの人が免疫をもち、国内での流行を防ぐことができます。

※対象者には、ポリオ接種歴より、不活化ポリオ予診票を、8月末に個人通知します。

※対象年齢・接種回数等の詳細については、8月号の広報誌でお知らせします。

地場産野菜で

簡単!
クッキング

小松菜とにんじんの ごまソース



《エネルギー 53kcal
塩分 0.6g》(1人分)

材 料 (2人分)

小松菜 …… 1/2束
にんじん …… 30g
白すりごま …… 大さじ1
砂糖 …… 小さじ1/4
塩 …… 少々
酢 …… 大さじ1
パルメザンチーズ …… 5g



お酢をきかせたソースで、チーズの風味も新鮮な味わいです。

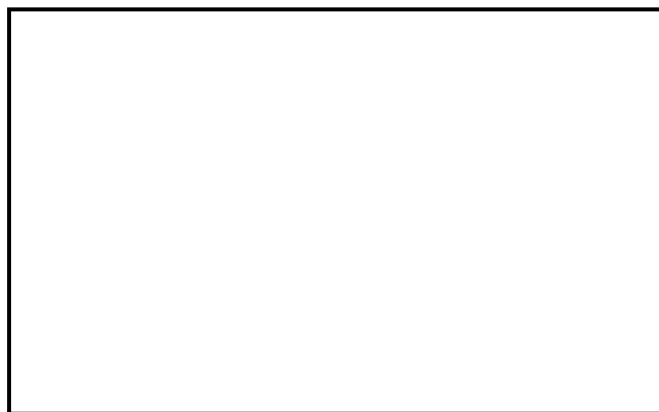
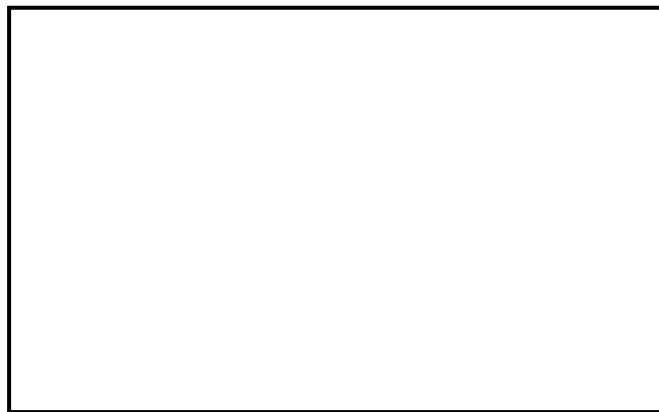
食生活改善推進員
小浪比佐子さん

作 り 方

- ① にんじんは、4cmの長さにせん切りする。
- ② 鍋にお湯を沸かして、にんじんをさっとゆでて取り出す。
- ③ 続けて小松菜をゆで、ザルにあげて水気をきる。
- ④ 小松菜はにんじんに合わせて切り、かっこのなかの材料でごまソースをつくる。
- ⑤ 器に盛り、パルメザンチーズをふる。

〔大和高田市食生活改善推進員協議会〕

広告欄





市 税

7月は固定資産税・都市計画税 第2期分の納期月

☆納期限は7月31日です

◎7月の出張窓口

日	場 所
25日(水)	東部人権文化センター
26日(木)	西部文化センター
27日(金)	北ふれあいセンター

▷時間 午前9時30分～11時

納期限までに納付しましょう

市税は、納期限までに納付するよう、ご協力ください。納期限を過ぎると、税金のほかに延滞金も併せて納めていただくことになります。また、督促状を受け取ってもなお、放置して納められない場合は、やむをえず滞納者の財産調査を行い、財産(給与、預金、不動産など)の差押をし、取り立てや公売により、徴収することになります。

このような一連の手続きは、税の公平と、市税の確保を図るために、法律に基づき行うものです。

納税は便利な口座振替で

納付書に、口座振替の申込書を添付しています。ぜひ、ご利用ください。

▷申込方法 申込書、通帳、届出印を持って、金融機関の窓口へ。

▷振替日 各納期月の月末(末日が休日・祝祭日の場合は翌営業日)

[収納対策室 内線253]



水 道

口座振替を利用の人へ

振替指定日は2か月ごとの15日または27日です。預金不足などで振り替えできなかった場合、次回、次次回に振り替えますので、入金をお願いします。

使用開始・中止のときは連絡を

無断で使用すると、処罰の対象となります。事前に検針係へ届け出て、給水契約をしてください。

使用中中止する場合も届け出て、料金を精算してください。

〔上下水道部(水道部門)
☎ 52-1365
夜間・緊急時 ☎ 52-3901〕

※くれぐれも、かけ間違いのないようお願いします。



国 保

平成24年度国民健康保険税 納付書が届きます

国民健康保険税の納付書は、7月中旬ごろ、各家庭に届く予定です。7月から翌年2月まで、毎月(計8回)の納付となります。

※年金特別徴収の場合を除く。

7月31日は国民健康保険税 第1期分の納期限です

国民健康保険税は、必ず納期内に納めましょう。納められた国民健康保険税は、皆さんが病気やケガをしたときの医療費や、介護保険を運営していくための大切な財源となります。納付が遅れると、国民健康保険事業の運営に、支障をきたすことになります。

納税には口座振替を

国保税の納付には、納め忘れの心配がない、口座振替を利用してください。申込手続は、市内金融機関または、保険医療課窓口まで。

納税相談に来てください

災害や失業・病気等、特別な理由で納期内の納付が困難な人や、課税内容等に疑問のある人は、保険医療課まで来てください。

	医療保険分	支援金分	介護保険分
平等割額 (1世帯あたり)	25,000円	7,000円	7,300円
均等割額 (1人あたり)	26,000円	8,000円	9,200円
所得割 (所得割税率)	9.0%	2.0%	2.3%
賦課限度額	51万円	14万円	12万円

【保険税の決まり方】

申告所得－基礎控除(330,000円)
＝基準所得

基準所得×所得割税率＝所得割額

※前年中の所得が基準

※「申告所得」とは、前年中(1～12月)の所得

★全世帯に、医療分と後期高齢者支援金分が、課税されます。満40歳以上満65歳未満の人には、介護保険分も課税され、従来の医療保険分の保険税と合わせ、1つの国民健康保険税としての納付となります。

★国民健康保険税の所得割の算定は、所得申告が基礎となって課税されます。必ず申告をして下さい。

[保険医療課 内線564]

午後6時まで利用できます

市民課の証明書等発行窓口

▷7月の実施日

7月5日・12日・19日・26日(木)

▷時間 午後6時まで

▷取り扱い発行業務

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 戸籍謄本・戸籍抄本

※発行業務のみです。転入・転出、印鑑登録・廃止などの業務はおこないません。

[市民課 内線526・527]



年 金

7月から受付が始まります

☆24年度の免除申請

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請により、保険料の納付が免除される制度があります。

▷注意

- 前年所得の審査があります。
- 保険料免除申請は、保険料の全額が免除される全額免除、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除

される3/4納付、半額納付、1/4納付があります。また、30歳未満の人には、若年者納付猶予制度があります。

●3/4納付、半額納付、1/4納付の承認を受けた場合、その一部の保険料を納付しないと、その承認期間は、保険料未納期間となります。

●追納する場合の保険料額は、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、経過期間に応じた加算額が、上乘せされます。

●退職により、納付が困難な場合は、雇用保険被保険者離職票等を持ってきてください。

▷承認期間 7月～翌年の6月

▷審査結果 後日郵送で通知

▷申請先 市役所市民課年金係
(印鑑を持参)

〔 市民課年金係 内線528・529 〕
〔 大和高田年金事務所 ☎22-3531 〕



児童福祉

受給申請をお忘れなく 「児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当」

※すでに受給している人は、手続き不要です。

【児童手当】

▷支給対象者 中学校卒業までの児童(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)を養育している人

▷手当月額 (児童1人あたり)

●3歳未満 15,000円

●3歳以上小学校修了前 10,000円
(3子以降は15,000円)

●中学生 10,000円

※申請者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童の年齢等に関わらず月額一律5,000円を支給

※児童が生まれた時、受給者が引越した時、公務員でなくなった時等はすみやかに届出をしてください。

【児童扶養手当】

▷支給対象者 父または母と生計を共にしていない家庭、または、父または母に一定の障がいがある家庭で、児童(18歳になった年度の3月31日までの間にある人)を養育している父または母、もしくは父母にかわって養育している人

▷手当月額 所得制限により、次のいずれかの額になります。(児童1人の場合)

●41,430円(全部支給)

●9,780円～41,420円(一部支給)

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合には支給されません。受給者が公的年金を受けている場合は申請できません。

【特別児童扶養手当】

▷支給対象者 20歳未満の、身体または精神に重度又は中度以上の障がいのある児童を家庭(児童施設等入所児童を除く)で養育している父母または、父母にかわって児童を養育している人

▷手当月額 (児童1人あたり)

●1級50,400円

●2級33,570円

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合には支給されません。

※上記の3手当の要件に該当する人は、児童福祉課で申請してください。原則、申請した翌月分からの支給となります。(要件に該当していても、手続きが遅れると申請月以前の手当は支給されません。)

※必要書類等詳細は児童福祉課にお問い合わせください。窓口来庁の際は、本人確認できるもの(免許証、保険証等)をお持ちください。

〔児童福祉課 内線567〕

ご利用ください

☆☆ 夜間窓口 ☆☆

昼間、納付が困難な人や納付・納税相談が必要な人は、ご利用ください。時間は午後5時15分～8時です。

● 固定資産税・都市計画税 市県民税、軽自動車税窓口

▷とき 7月26日(木)

▷ところ 市役所2階 収納対策室
☎ 22-1108 (夜間窓口専用)

● 国保税窓口

▷とき 7月26日(木)

▷ところ 市役所1階 保険医療課
☎ 22-1105(夜間窓口専用)

● 水道料金窓口

▷とき 7月4日(水)【次回予定8月1日(水)】

▷ところ 上下水道部料金係
☎ 52-1366(夜間窓口専用)

※4か月(2回分)滞納すると、自動的に給水停止になります。

広告欄



申込方法：預貯金通帳、届出印、納付書または使用水量のお知らせ等を持って、金融機関、郵便局または各担当課窓口へお越しください。

詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

お知らせBOX



参加しませんか

■楽しいみんなの学習と交流 みんなの広場～未来～夏のつどい

- ▷とき 7月19日(木) 午後2時～4時
(受付:午後1時30分～)
- ▷ところ さざんかホール
- ▷テーマ 「ルーツの大地 温度計
つきマグネットパズルを作ろう!」
- ▷対象 市内在住の外国籍の子
ども、両親のどちらかが外国籍の子
ども、両親またはどちらかが日本国籍
の取得者で学齢期の子ども
- ▷申込方法 各学校、または市役所
2階学校教育課にある、申込用紙
に記入のうえ、7月11日(水)までに、
各学校か学校教育課へ郵送、また
は持参してください。
〔学校教育課 内線154〕

■学校支援・地域ふれあい土曜塾

講座・講師(敬称略)	日時
囲碁 吉村芳俱	7月7日(土) 午後1時30分～
防災訓練・簡易救急法 吉藤行二	7月14日(土) 午後1時30分～
宿題やろうよ 土曜塾 表 啓充	7月21日(土) 午後1時30分～
踊りお祭りたかだ 阪本桂子	7月28日(土) 午後1時30分～

※すべての講座で、保険料1回20円が必要

- ▷ところ 市立中央公民館
- ▷定員 各講座とも50名
- ▷対象 5～18歳
- ▷申し込み ☎53-6264で学校支援・
地域ふれあい土曜塾担当まで。
〔生涯学習課 ☎53-6264〕

■夏休み「さをり織り体験」

- 誰でも簡単に織れる、さをり織りを
体験しませんか。
- ▷とき 7月24日(火)、25日(水)の、午前
10時～正午、または午後1時30分
～3時30分
 - ▷ところ 総合福祉会館 2階多目的室
 - ▷対象 市内在住の小中学生
 - ▷定員 各10名 ※多数の場合、抽選
 - ▷費用 実費 ※30cmで300円程度
 - ▷申込方法 電話で総合福祉会館へ。
 - ▷申込締切 7月18日(水)
〔総合福祉会館 ☎23-0789〕

開催します

■さわやか生活教室

日時	ところ	担当
7月11日(水)	葛城コミュニテイ センター(曾大根)	天満在宅介護 支援センター
7月13日(金)	市立菅原公民館 (吉井)	

- ▷時間 午後2時～4時
- ▷内容 転倒・骨折予防の話、家でも
できる簡単な体操、体力測定
- ▷参加費 無料 ※申込不要
- ▷持ち物 体力測定記録用紙(持って
いる人)、お茶
〔地域包括支援課 内線558〕

■おもちゃ病院

- おもちゃの修理をとおして、物の
大切さを伝えたり、世代間交流ができ
る場です。
- ▷とき 毎月第1土曜日(ただし、祝日
及び1月は、第2土曜日)
午後1時30分～4時
 - ▷ところ 総合福祉会館
 - ▷費用 無料
※部品を交換した場合は、実費
※修理できないおもちゃや、開催日
の変更など、詳しくはホームページ「や
まとたかだおもちゃ病院」で確認し
てください。
〔社協登録ボランティアグループ
やまとたかだおもちゃ病院 中島
☎090-3941-9321〕

■リバーウォッチング

- ▷とき 7月21日(土) 午前9時30分～
11時30分(受付:午前9時～)
- ▷ところ 大中公園(雨天の場合は、
高田消防署2階会議室)
- ▷対象 小中学生(小学生はなるべく
保護者同伴で。中学生は1人でも
参加可)
- ▷定員 50名
- ▷持ち物 筆記用具、長靴、帽子、
タオル、トレイ、家庭用ザル、ピンセット
(持っている人)、虫めがね
- ▷申込方法 7月13日(金)までに、電話
で環境衛生課へ。
〔環境衛生課 内線281〕

■大和高田市立病院 糖尿病教室開催

糖尿病の患者、家族を対象に講演
会を開催します。

- 日頃の疑問や不安の解決にお役立
てください。
講演会終了後、血糖測定器のメン

テナンスやインシュリン注射に関する相
談なども実施します。

月日	テーマ・講師
7月26日(木)	これならできる運動療法!! 理学療法士
9月27日(木)	糖尿病の検査について 臨床検査技師 糖尿病の眼の合併症 視能訓練士
10月20日(木)	大和高田健康フェスタ 市民公開特別講座 『生活習慣病・糖尿病について』 内科医師
平成25年 1月24日(木)	これならできる薬物療法!! 薬剤師
平成25年 3月28日(木)	災害時に備えて ～東日本大震災を振り返る～ 看護師 糖尿病相談会 平成24年度糖尿病教室終講式

- ▷時間 午後2時～3時
※10月20日のみ午前10時～11時
- ▷ところ 市立病院講堂
- ▷参加費 無料 ※申込不要
- ▷持ち物 筆記用具、血糖測定器
(自宅で使用している人)
〔市立病院内科外来 ☎53-2901〕

■市内3中学校吹奏楽部定期演奏会

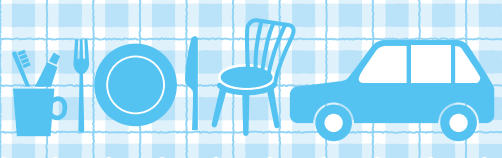
- ▷とき 7月22日(日)午後1時30分～
(開場:午後1時)
- ▷ところ さざんかホール
- ▷内容 市内3中学校の、吹奏楽部
による演奏
〔片塩中学校 ☎22-0951〕

■小・中学校用教科書を展示

- ▷展示物 教科書検定を経て、平成25年
度から使用する小・中学校用教科書
- ▷期間 7月13日(金)までの、午前9時～
午後4時45分※月曜日・6月30日(土)
を除く
- ▷ところ 市立図書館 自習室
※県立教育研究所(田原本町秦庄
22-1)でも、展示用教科書が公開さ
れています。(土・日は休み)
〔学校教育課 内線151〕

■介護支援専門員実務研修受講 試験の受験案内を配布

- 介護保険課では、10月28日に実施
される、「平成24年度奈良県介護支援
専門員実務研修受講試験」の受験
案内を配布しています。
- ▷対象 保健・医療・福祉分野で、
一定期間以上の実務経験のある人
〔介護保険課 内線539〕



市役所…(22) 1101 総合福祉会館…(23) 0789 シルバー人材センター…(52) 0115 総合体育館…(22) 8862
 中央公民館…(22) 1315 保健センター…(23) 6661 高田消防署…(25) 0119 さくら荘…(23) 4126
 図書館…(52) 3424 クリーンセンター…(53) 5383 さざんかホール…(53) 8200 総合公園…(52) 4700
 水道部門…(52) 1365 市立病院…(53) 2901 社会福祉協議会…(23) 5426 誠心こけい…(23) 8001
 青少年課…(23) 1322 高田警察署…(22) 0110 下水道課…(52) 1258

ご注意ください！電話番号はきちんと確認してからかけましょう。

お知らせ

「里帰り出産」取扱い地域拡大のお知らせ

今まで、「里帰り出産」できる人は、里帰り先が、大和高田市内の住所地に限定していました。しかし、7月2日より、香芝市・葛城市・御所市・広陵町の住所地にまで拡大します。
 ※「里帰り出産」以外の分娩の取扱いについては、大和高田市・香芝市・葛城市・御所市・広陵町に、住所がある人に限定しています。

〔市立病院 ☎53-2901〕

天満診療所健康教室

▷とき 7月12日(木)午後1時～2時
 ▷ところ 天満診療所
 ▷テーマ 「高脂血症」
 ▷講師 医師 佐多律子
 〔天満診療所 ☎52-5357〕

住民基本台帳カードがさらに便利に

これまで、市外へ転出する場合、住民基本台帳カードを返納し、転入する市区町村で、新たに申請し、再交付を受ける必要がありました。

7月9日からは、住民基本台帳法の改正により、返納しなくても、引き続き現在の住民基本台帳カードを、転出先でも使用できるようになります。

〔市民課 内線526・527〕

青少年の非行・被害防止強調月間

市民の非行防止意識の高揚、青少年の非行防止、青少年を取り巻く社会環境の浄化を目標とし、青少年の健全育成を図る運動期間です。

▷期間 7月1日～8月31日
 ▷実施機関 大和高田市・大和高田市教育委員会・奈良県高田警察署
 〔青少年センター ☎23-1322〕

社会を明るくする運動

毎年7月は、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強化月間です。

◎ひまわりテレホン

▷内容 保護司が、いじめ、非行、友人関係などの相談に応じます。
 ▷相談日 月～土曜日(祝日を除く)
 ▷相談時間 午後1時～4時
 ▷相談先 ☎0742-20-6000
 〔社会福祉課 内線534〕

使用済みの食用油の回収

▷7月の回収日 7月23日(月)

午前9時15分～9時30分	陵西校区公民館
午前9時45分～10時	橘町集会場前
午前10時15分～10時30分	築山公園前
午前10時45分～11時	埴コミュニティセンター
午前11時15分～11時30分	東部子ども会館
午前11時45分～正午	片塩幼稚園東側道路
午後1時15分～1時30分	総合体育館
午後1時45分～2時	大和ガス南側道路
午後2時30分～2時45分	市立菅原公民館
午後3時～3時15分	ネオンシティ大和高田正面玄関前
午後3時30分～3時45分	葛城コミュニティセンター
午後4時～4時15分	春日町会館前

- ◎環境衛生課(市役所別棟1階)では、毎日回収しています(土・日・祝日を除く)
- ◎浮孔西小学校側での回収は廃止になりましたので、注意してください
- ◎さざんかストリートの「生活雑貨ささおか」で回収しています。ご利用ください
- ◎油の入ったビンやカンは、リサイクルできないため、処理が困難です。使用済み食用油は、固めずに、食用油の容器(ペットボトルが最適)などに入れて持ってきてください

〔環境衛生課 内線281〕

7月のし尿収集予定

日程は都合により、変更になることもありますので、ご了承ください。(地区名は、一部通称名を使用しています)

日曜	収集区域
2月	大谷、北角、敷島町、出、秋吉住宅、奥田県住
3火	敷島町、奥田、吉井、根成柿
4水	敷島町、根成柿、吉井、旭北町、本郷町
5木	根成柿、吉井、秋吉、藤森、池尻、築山
6金	東中1・2丁目、春日町1・2丁目、西坊城、出、三和町、神楽、日之出西・東本町、有井
7土	東雲町、土庫住宅、有井、日之出町
9月	東中、南本町、北片塩町、磯野、出、勝目、田井、松塚、土庫1・2・3丁目、大東町、花園町
10火	大中南、大中北、磯野西、曙町、材木町、昭和町
11水	新田、岡崎、中町、池田、領家
12木	北市場、野口、西代
13金	市場、有井、出屋敷
17火	西三倉堂1・2丁目、中三倉堂1・2丁目、西町、内本町、有井
18水	敷島町
19木	西三倉堂1・2丁目、中三倉堂1・2丁目、甘田町、曾大根
20金	曾大根、南陽町
23月	蔵之宮町、大中東町
24火	甘田町、蔵之宮町、今里、旭北町、旭南町
25水	栄町、北片塩町、東三倉堂町、旭北町
26木	築山、南今里町、中今里町、片塩町、永和町
27金	築山、永和町、磯野南町、磯野東町、片塩町
30月	築山、本郷町、北本町、高砂町、永和町、内本町

- トラブルを避けるためにも立会をお願いします
- し尿くみ取りの妨げになるペット類・鉢植えなどは、作業場所・通路に置かないをお願いします
- 転居の場合は、それまでの手数料を精算し、くみ取り登録を廃止してください。そのままにすると転居後におこなわれたくみ取り手数料が請求されます。また、世帯主などに変更があった場合も、届け出が必要で
- 人員に異動のあるとき、浄化槽および下水道に切り替えたときも市役所環境衛生課までご連絡ください
- 臨時くみ取りは、作業日の調整が必要ですので、委託業者(おおよまと環境整美事業協同組合☎52-2982)〈大和清掃企業組合☎52-3372〉に直接申し込んでください

広告欄



広報誌「やまとたかだ」に
 広告を掲載しませんか？
 詳しくは、広報情報課
 (内線291)へ。

参加しませんか

●ピースフォトコンテスト

▷募集テーマ

「平和な瞬間はどんな顔？」

▷応募資格

- ①一般の部 高校生以上
- ②中学生以下

※18歳未満の人は、保護者の同意が必要

▷募集期間 7月13日(金)まで【必着】

▷応募規定

- 今年5月以降に自身が撮影した未発表のもの
 - サイズはモノクロ・カラーとも、四つ切・四つ切ワイドで、プリントして応募
- ※データでの応募は不可

その他、詳しくはお問い合わせください。

▷応募方法 用紙(ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、写真の裏に貼り付けて送付

▷応募先 〒852-8117 長崎市平野町7-8 長崎原爆資料館内 日本非核宣言自治体協議会事務局

〔日本非核宣言自治体協議会
☎095-844-9923〕

●ワークショップ「外国人住民」と共に生きる 大和高田 ケグリ オリニ 개구리 어린이회

「ケグリ」とは「蛙」、「オリニ」とは「子ども」という意味です。

▷とき 7月15日～8月26日 毎週日曜日(8月12日は除く)

午後1時～2時(6回シリーズ)

▷ところ 大和高田ケグリ・オリニ会(花園町バス停すぐ)

▷内容 特別な歴史的背景から日本

で暮らすようになった旧植民地出身者、永住者、日本人と婚姻した配偶者をはじめ、外国籍住民全てに、住民票がなかったことをご存知でしょうか?今年7月から、ようやく「外国人住民」として住民票が作成されるようになります。様々な命が、共に地域作りをしています。「外国人住民」について学び、共に考えてみませんか!

▷対象 子どもから大人まで、どなたでも参加できます。

▷参加費 各回2,000円

▷持ち物 筆記用具

▷申込方法 1週間前までに、FAXまたは往復ハガキで申し込みください。FAX・郵便以外の受付、返信は、おこなっていません。

▷連絡先 キム・カンヂャ(金康子) 〒635-0003土庫726-2 FAX 52-0402

●夏休み科学実験教室

「空気と遊ぼう! 空気砲や凧や飛行機で科学しよう!」

▷とき 8月25日(土)

①午前10時～11時30分

②午後1時～2時30分

▷ところ 高山サイエンスプラザ4階大研修室(学研北生駒駅よりバス、サイエンスプラザ下車)

▷参加費 500円

▷対象 小学生(保護者同伴)

▷定員 各回20名

※多数の場合、抽選

▷申込方法 メール(kagaku@science-plaza.or.jp)、FAX(☎0743-72-5819)、ハガキ(〒630-

0101、生駒市高山町8916-12)で、イベント名、希望時間(第2希望まで)、名前(フリガナ)、学校名、学年、住所、メールアドレス、電話・FAX番号を書いて、7月27日(金)【必着】までに奈良先端大支援財団へ。

※当選者のみ、8月3日(金)までに通知
〔奈良先端大支援財団
☎0743-72-5815〕

●第20回 県高齢者いい歯のコンクール

▷審査・表彰日時

10月4日(木) 正午～午後4時30分

▷審査会場 奈良県歯科医師会館(奈良市二条町2丁目9-2)

▷応募資格 70歳以上で歯の健康な人(若干の欠損歯、かぶせ等可)

※第17,18,19回の最優秀の人は、応募できません。

▷応募方法 官製ハガキに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別、年齢を書いて、奈良県歯科医師会・高齢者いい歯のコンクール係(〒630-8002奈良市二条町2丁目9-2)まで。

▷応募期限 8月31日(金)

※8020達成者(満80歳で、20本の歯が残っている人)には認定証が授与され、最優秀者には、後日、知事より賞状が授与されます。

※昼食は済ませて、参加してください。
〔県歯科医師会 ☎0742-33-0861〕

●夏休み企画 親子で学ぶ救命体験教室!

▷とき 8月4日(土)、5日(日) 午前10時～11時30分

広告欄

※どちらかを選択

- ▷ところ 高田消防署
 - ▷対象者 市内在住の小学生
(4年生以上)の子どもと、その保護者
 - ▷定員 各日15組(先着順)
 - ▷受付期間 7月17日(火)～20日(金)
 - ※定員になり次第、締切
 - ▷内容 心肺蘇生、AEDなど
 - ▷参加費 無料
- 詳しくは、中和広域消防組合高田消防署救急係まで
〔高田消防署 ☎25-0119〕

●放送大学10月生募集

- 放送大学は、テレビやラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。
- ▷出願期間 8月31日(金)まで
- 詳しい資料は、下記まで請求してください。放送大学ホームページでも受け付けています。
- 〔放送大学奈良学習センター
☎0742-20-7870〕

開催します

●就職を応援「企業合同説明会」

- ▷とき 7月27日(金) 午前11時～午後4時(受付:午前10時30分～)
 - ▷ところ 県文化会館
(奈良市登大路町6-2)
 - ▷対象 来年3月に大学等を卒業予定の人と、おおむね35歳未満の就職希望者
 - ※申込不要、無料
- 〔ならジョブカフェ 奈良県経営者協会
☎0742-20-2210〕

●鼻に関する講演会と無料相談

- ▷とき 8月2日(木)午後2時30分～4時30分
 - ▷ところ 奈良県医師会館(橿原市内膳町5-5-8)
 - ▷講演 「鼻の働き、病気と治療」
(講師:奈良県立医科大学耳鼻咽喉・頭頸部外科学教室 教授 細井裕司)
 - ▷無料相談 鼻を含め耳鼻咽喉科全般に関する相談(担当医師:耳鼻咽喉科専門医)
- ※詳しくは、お問い合わせください。
〔奈良県医師会耳鼻咽喉科部会
事務局 ☎0744-22-8502〕

お知らせ

●自衛官等の募集

- ▷募集種目 自衛官候補生(陸・海・空自衛隊)、一般曹候補生(陸・海・空自衛隊)、航空学生(海・空自衛隊)、看護学生(陸上自衛隊)、防衛大学校学生(一般前期)、防衛医科大学校学生
- ※受験資格・試験日等、詳しくは自衛隊橿原地域事務所へお問い合わせください。
- 〔自衛隊橿原地域事務所
☎0744-29-9060〕

●『炭酸ナトリウム過酸化水素付加物』が消防法上の危険物に追加

危険物の規制に関する政令の一部改正により、7月1日から、「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」が、消防法別表第1の第1類危険物に指定されることになりました。

この改正に伴い、当該物品を一定

量以上、貯蔵および取扱いする場合は、数量により、消防法、または中和広域消防組合火災予防条例の規制を受け、許可若しくは、届出等の手続きを必要とする場合があります。詳しくは、高田消防署予防第2係まで。

〔高田消防署 ☎25-0119〕

●日本語教師募集

- 高田・九江友好会は、九江学院(中国江西省九江市)に派遣している日本語教師の帰任のため、後任者を募集します。
- ▷応募資格 大学卒業の資格のある、60歳以下の人で、九江学院が制定する就業規則を遵守できる人(60歳以上の場合、1か月の試用期間有り)
 - ※英会話(日常会話程度)ができる人を優遇
 - ▷募集人員 1～2名 7月末締切
 - ▷報酬 1か月5,000元(約63,000円)
 - ※勤務条件、その他待遇等、詳しくは下記までお問い合わせください。
- 電話・FAX 22-6709(渡邊方)
メール (ma27td88ml@kcn.jp)
- 〔高田・九江友好会事務局
☎22-6709〕

●被害者支援ボランティアの募集

- 犯罪や事件・事故の被害に遭った人や、遺族の人のためボランティア支援員を募集します。
- ▷内容 電話相談や生活支援、警察や病院への付き添いなど
 - ※申し込み方法等、詳しくはお問い合わせください。(土、日、祝日除く 午前10時～午後4時)
- 〔なら犯罪被害者支援センター事務局
☎0742-26-6935〕

広告欄





大和高田

さざんかホール

EVENT INFORMATION

2012

7

8.19 (日)

第十七回 さざんか寄席



笑福亭 松枝 笑福亭 鶴志 桂 小春團治
チケット ホール ローンソ (Lコード 54111) 露の紫 笑福亭 飛梅

さざんかホール夏の恒例公演「さざんか寄席」で今年も大いに笑ってください。
13:30開場 14:00開演 小ホール【全席指定】
木戸銭 ¥2,000 (当日は¥500増)
友の会会員(1会員4枚まで) ¥1,800
※小学生よりご入場いただけます。

7.8 (日)

人形劇団クラルテ こびたのブタ おおかみなんかこわくない

13:30開場 14:00開演 大ホール【全席指定】
¥1,800 (当日は¥500増)
友の会会員(1会員4枚まで) ¥1,600
※3歳以上有料 (3歳未満のお子様もお席が必要な場合は有料)



チケット ホール ローンソ (Lコード 56696) クラルテ 06-6685-5601

8.22 (水)

来日50周年記念 ベンチャーズ ジャパン・ツアー 2012

1959年結成、1962年の初来日から今年で50周年を迎えるベンチャーズ。「ダイヤモンド・ヘッド」「パイプライン」「急がば廻れ」などお馴染みのヒット曲と共にテケ・テケ・サウンドがさざんかホールを圧巻します。



18:00開場 18:30開演 大ホール【全席指定】 ¥5,000
※小学生よりご入場いただけます。

チケット ホール ローンソ (Lコード 59825) びあ (Pコード 168-060 チケットびあ 0570-02-9999) CNプレイガイド 0570-08-9999、イープラス <http://eplus.jp>

11.11 (日)

30th Anniversary 稲垣潤一 アコースティックライブ2012

16:30開場 17:00開演 大ホール【全席指定】 ¥5,000



※小学生よりご入場いただけます。
※託児保育がございます。(無料・予約制11/2)
※一般発売日のホールでの窓口販売は9:00から、電話予約は14:00からです。

チケット ホール ローンソ (Lコード 57270) イープラス <http://eplus.jp/msp> びあ (Pコード 172-001 チケットびあ 0570-02-9999)

会員先行予約開始 8/1(水)～/一般発売開始 8/4(土)～

7.14 (土)

ジョイフル・ピアノ・フェスタ2012

9:45開場 10:00開演 大ホール【全席自由】
♪スペシャルゲストコーナー
13:00～13:30 (出演:金子三勇士)

大ホールのスタインウェイピアノを、ご応募いただいた50組あまりの方にリレーコンサート形式で演奏していただきます。毎年好評いただいているこのイベントも今年で14回目。かわいいお子さんからベテランの方までソロ、連弾、アンサンブルでコンサートを盛り上げます。

さざんかミュージックスポット 金子三勇士 ピアノリサイタル



ジョイフル・ピアノ・フェスタに引き続き、今、注目の大型新人ピアニスト金子三勇士のリサイタルをお楽しみください。

17:00開場 17:30開演 小ホール【全席指定】
¥2,500 (当日は¥500増) 友の会会員(1会員4枚まで) ¥2,200

チケット ホール ローンソ (Lコード 56348)

(演奏予定曲) ♪ベートーヴェン: ピアノソナタ第8番「悲愴」 ♪ショパン: 夜想曲第2番、英雄ポロネーズ ♪ドビュッシー: 子どもの鎮分 ♪リスト: メフィストワルツ第1番、コンソレーション第3番、ラ・カンパネラ、愛の夢、ハンガリー狂詩曲第2番

ときめきの第九 合唱団員募集中

年末の「ときめきの第九」公演に向けて、合唱団員を募集中。小学生以上、ご参加いただけます。丁寧に指導されますので初心者の方でも参加していただけます。
●募集人数/120名程度(定員に達し次第締め切ります。)
●練習日程/8月4日(土) オリエンテーション及び結団式 9月～12月の土日で12回
●参加費用/初心者 12,000円、経験者 8,000円
●詳細・申込方法/ときめきの第九ホームページ (<http://www.tokimeki9.info/>) をご覧くださいか、さざんかホールに募集要項をご請求ください。

※7/14(リサイタル)、11/11の公演は託児保育を行います。(無料。予約制。公演日の1週間前までにお申し込み下さい。)
※友の会会員割引は前売りのみです。※都合により日程、出演者および内容の一部を変更することがありますので、ご了承ください。
※前売券が完売の際は当日券はございませんのであらかじめご了承ください。

12.23 (日)

ときめきの第九

14:00開場 15:00開演 大ホール

ベートーヴェン: 交響曲第9番二短調 Op.125 「合唱」 佐藤 真: 混声合唱とオーケストラのためのカウンター「土の歌」より、大地讃頌・その他抜粋

指揮: 寺岡清高 管弦楽: 大阪交響楽団
合唱: ときめき第九合唱団 合唱指導: 中村貴志

大和高田さざんかホール 催し物ご案内

※2012年6月10日現在の内容です。なお、掲載申し込みのあったものを掲載しています。休館日のお知らせ 7/2(月)・9(月)・17(火)・23(月)・24(火)・30(月)・8/6(月)

日/曜日	催し物名	ホール	開演	入場方法	お問い合わせ先
1(日)	ふたかみコーラス 35周年コンサート	大	14:00	無料	ふたかみコーラス 小林浩子 0745-76-8591
1(日)	ナック 初夏のナツメロ歌謡祭	小	11:00	無料	ナック 松長のり子 0745-52-5567
1(日)	橋本楽器サマーフェスティバル	レセ	13:00	無料	ローレンスMUSIC株式会社 0744-28-4118
7(土)	Le.コスモス First Concert	小	13:30	無料(要整理券)	Le.コスモス 金田雅子 0745-52-5256
8(日)	ピアノ発表会	小	13:00	無料	
8(日)	モラロジー生涯学習セミナー(女性対象) <心新たに生きる>	レセ	9:50	(要申込) ¥1,500	(財)モラロジー研究所 大和ふたかみ事務所 中川清夫氏代表 面谷登美子 0745-52-2416
10(火)	自主防犯・防災に関する講演会	小	13:20	無料(申込順)	奈良県 安全・安心まちづくり推進課 0742-27-8576
12(木)	国公立大学・私大・短大 進学相談会	展示	12:30	無料	榊さんぼう 大阪支社 06-6396-0039
15(日)~16(月)	合同発表会	大	①10:30 ②15:30	無料	榊末吉楽器店 0745-22-5511
15(日)	差別をなくす市民集会	小	13:30	無料	大和高田市 人権施策課 0745-22-1101(内線288)
16(月)	ピアノ発表会	小	13:00	無料	吉村 藍
19(木)	みんぞくの広場~未来~ 夏のつどい	レセ	14:00	無料(関係者のみ)	大和高田市教育委員会 学校教育課 0745-22-1101(内線154)
22(日)	第26回 市内三中学校吹奏楽部定期演奏会	大	13:30	無料	片塩中学校 0745-22-0951
28(土)~29(日)	第54回 奈良県吹奏楽コンクール	大	10:00	<自由席> ¥1,000	奈良県吹奏楽連盟ホームページ http://www.geocities.jp/nara_suiren/
8・1(水)	右記の貸館受付開始	ミーティングルーム	9:00		●大ホール・レセプションホール・展示ホール<平成25年8月分> ●小ホール<平成25年2月分> ●リハーサル室・会議室・和室<平成24年11月分>
4(土)~5(日)	第10回 全国たなばた書道展・理事会展	展示	4日12:00 5日 9:00	無料	松村龍古(和彦) 0744-43-3284
4(土)	ベルクラシック奈良 最新ドレス展示試着会	レセ	9:00	無料	榊ベルコ 奈良南支社 0744-20-1580

※レセ=レセプションホールの略です。

大和高田市役所 TEL.22-1101 FAX.52-2801	
市立中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX.53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660
市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
職域コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR 西日本	TEL.0570-00-2486
近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531

大和高田市 市民憲章

- 一、おたがいに、人権を尊重し、働くよろこびをもちましよう。
- 一、スポーツに親しみ、健康をかちとりましよう。
- 一、老人に生きがいを、こどもに夢と希望をあたえましよう。
- 一、教養をふかめ、文化をたかめましよう。
- 一、自然をまもり、平和なくらしをきずきましよう。

各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

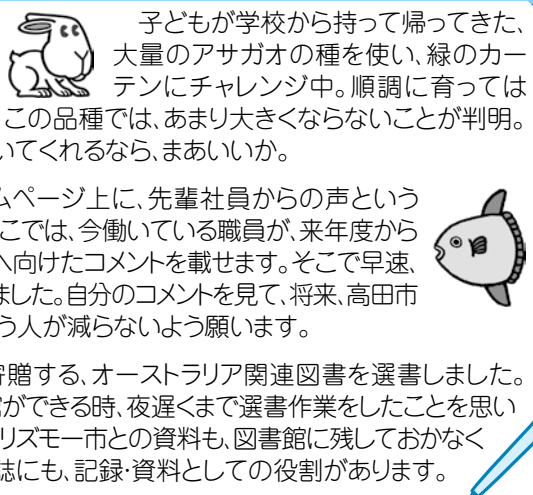
- ◆消費生活相談(要予約) 毎週月・火・木・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 消費生活センター(☎22-1101)
- ◆人権相談・行政相談 毎月第4火曜日 午後1時～4時 於:総合福祉会館 広報広聴係(☎22-1101)
- ◆中小企業金融相談・中小企業経営相談 随時 産業振興課(☎22-1101)
- ◆母子相談 月・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分 児童福祉係(☎22-1101)
- ◆心配ごと相談 第2・4金曜日 午後1時～4時 社会福祉協議会(☎23-2298)
- ◆法律相談(要予約) 毎月第2・3火曜日 午後1時～4時 社会福祉協議会(☎23-5426)
- ◆司法書士の法律相談(要予約) 毎週月曜日 午後1時～4時 社会福祉協議会(☎23-5426)
- ◆生活相談 毎月第2・3・4水曜日 午後1時～4時 ※事前にお問い合わせください。社会福祉協議会(☎23-5426)
- ◆成人健康・栄養相談(要予約) 毎月1回、所定の日 午前9時～10時 保健センター(☎23-6661)
- ◆子育てホットライン・健康ホットライン 毎日 午前9時～正午 午後1時～5時(土・日・祝日・年末年始を除く) 保健センター(☎23-6661)
- ◆教育ガイダンス 毎週月・火・木・金曜日 午前9時～午後4時 青少年センター(☎23-1322)
- ◆家庭児童相談 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 家庭児童相談室(☎23-1195)
- ◆女性相談(要予約) 第1火曜日・第3金曜日 午前9時15分～午後0時5分 人権施策課(☎22-1101)
- ◆住まいづくり相談(第1水曜～第2水曜の間に予約:定員4名) 第3水曜日 午後1時～4時10分 建築住宅課(☎22-1101)
- ◆税理士による税務相談 2月・3月を除く毎月第3金曜日 午後1時～4時 於:総合福祉会館 近畿税理士会葛城支部(☎22-5288)

編集後記

子どもが学校から持って帰ってきた、大量のアサガオの種を使い、緑のカーテンにチャレンジ中。順調に育ってはいますが、この品種では、あまり大きくならないことが判明。キレイに咲いてくれるなら、まあいいか。

大和高田市のホームページ上に、先輩社員からの声というページが作られます。そこでは、今働いている職員が、来年度から入庁してくる職員の人へ向けたコメントを載せます。そこで早速、その先輩職員に選ばれました。自分のコメントを見て、将来、高田市のために働きたいと思う人が減らないよう願います。

学校へ寄贈する、オーストラリア関連図書を選書しました。今の図書館ができる時、夜遅くまで選書作業をしたことを思い出しました。リズモ一市との資料も、図書館に残しておかなくては。広報誌にも、記録・資料としての役割があります。




古い写真は、昭和56年頃です。築山児童公園中央付近から南東を見えています。滑り台は取り壊されしましたが、桜の木は今も変わらず残っています。撮影日、滑り台跡地では、子どもたちがお弁当を食べ楽しんでいました。

ここ 何処?のこたえ